第二項の表三五の項及び三六の項を次のように改める。

三五	削除
三六	削除

二十七　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五二の項を次のように改める。

五二	削除

第二項の表五三の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

二十八　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一五の項から二二の項までを次のように改める。

一五	削除
一六	削除
一七	削除
一八	削除
一九	削除
二〇	削除
二一	削除
二二	削除

二十九　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

三十　平成十二年郵政省告示第四百五十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三の項から一六の項までを削る。

三十一　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四〇の項を次のように改める。

四〇	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

四五	削除

第二項の表三八の項から四〇の項までを次のように改める。

三八	削除
三九	削除
四〇	削除

第二項の表四一の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

第二項の表四三の項から四五の項までを次のように改める。

四三	削除
四四	削除
四五	削除

第二項の表四七の項を次のように改める。

四七	削除

三十二　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六七の項を次のように改める。

六七	削除

三十三　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

三十四　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項を次のように改める。

八	削除

三十五　平成十六年総務省告示第三百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第二項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

三十六　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

三十七　平成十七年総務省告示第二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項から八の項までを次のように改める。

六	削除